

# 評議員・役員報酬 規程

社会福祉法人 しらぬい福祉会

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人しらぬい福祉会（以下「法人」という。）の定款第9条および第23条の定めに従い、評議員および役員の報酬等について必要な事項を定める。

(定義)

第2条 この規程で役員とは、理事および監事をいう。

2 報酬は、評議員および役員の職務執行の対価として支払われるものとする。

(報酬の支給範囲)

第3条 評議員および役員が、次の会議へ出席する場合、および業務を遂行する場合に報酬を支給する。

- (1) 評議員については、評議員会・理事会
- (2) 理事については、理事会・評議員会
- (3) 監事については、監事監査・理事会・評議員会
- (4) 評議員および役員が、その任を実行するにあたって理事長が必要と判断した会議・研修会等
- (5) 評議員および役員が、理事長の命を受けて法人業務および事業運営のための業務を遂行した場合

(報酬の額)

第4条 評議員および役員の報酬額は次のとおりとする。なお評議員の各年度の総額は定款第9条において、年間40万円を超えないものと定められており、役員も同額とする。

名 称	報 酬 (税引後)
理事会 出席報酬	10,000円
評議員会 出席報酬	10,000円

名 称	報 酬 (税引後)
理事および評議員 業務報酬	10,000円
監事監査 指導報酬	10,000円

(支給日および支給方法)

第5条 支払事実が発生したのち、速やかに通貨で本人に直接その全額を支払う。

(出張旅費)

第6条 評議員および役員が法人業務のため出張する場合は、旅費規程を準用する。

(適用除外)

第7条 法人および事業所の職員を兼務する役員は、この規程を適用しない。

(改正)

第8条 この規程の改廃は、評議員会の決議による。

附則

この規程は、平成 29年 6月 15日から施行する。